

「地域医療構想に関する国との意見交換会」において

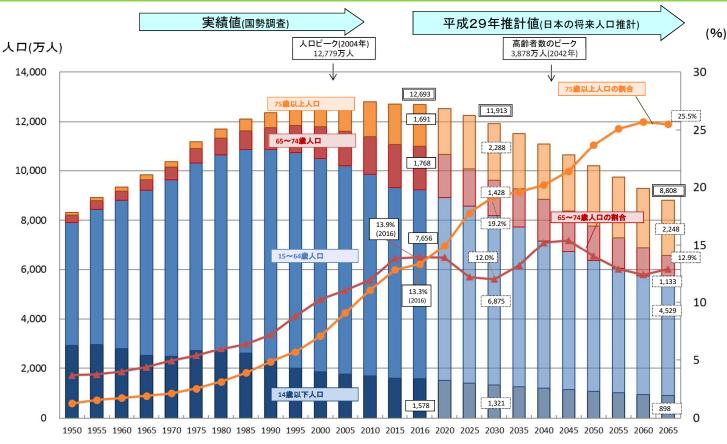
配布された資料である。 日時:2019年12月17日(火)19:00~21:00 会場:J:COMホルトホール大分 3階 大会議室

当面の地域医療構想等の 推進に向けた取組について

厚生労働省医政局地域医療計画課 課長 鈴木健彦

日本の医療/介護の現状

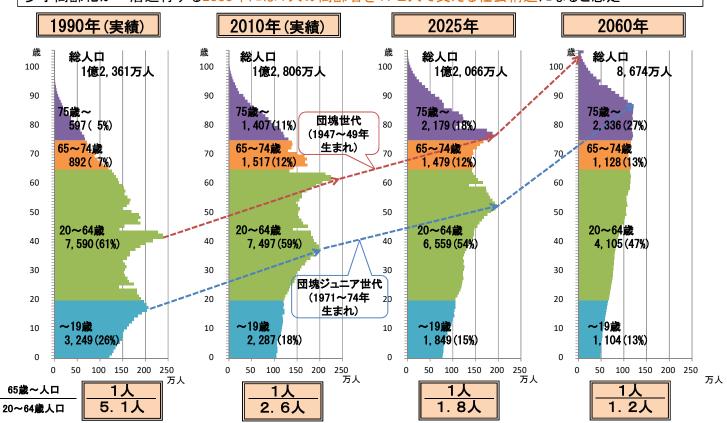
75歳以上の高齢者数の急速な増加



資料:2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



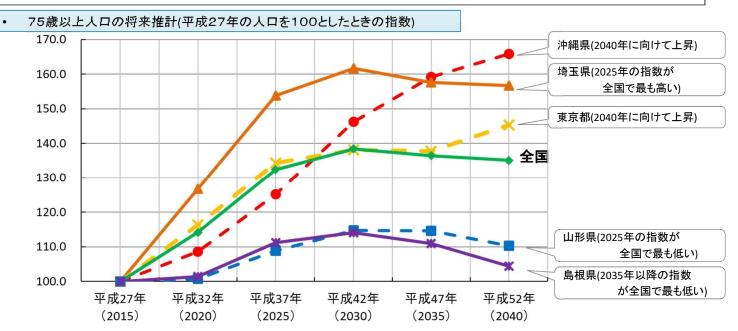
3

次期介護保険事業計画の始まる2015年から2025年までの各地域の高齢化

75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。

※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが34道府県、2035年にピークを迎えるのが9県 ※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇

2015年から10年間の伸びの全国計は、1.32倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍を下回るなど、地域間で大きな差がある。

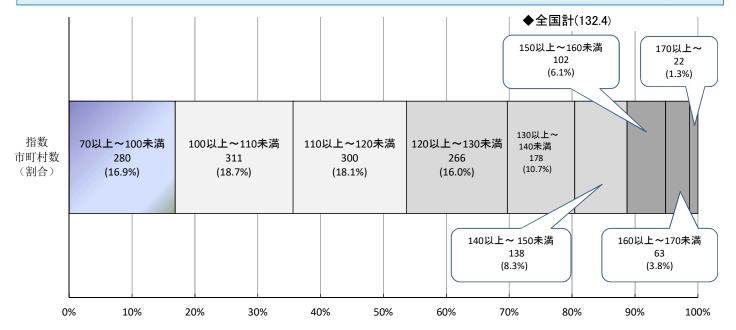


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

75歳以上人口の伸びの市町村間の差

75歳以上人口の2015年から2025年までの伸びでは、全国計で1.32倍であるが、市町村間の差は大きく、1.5倍を超える市町村が11.3%ある一方、減少する市町村が16.9%ある。

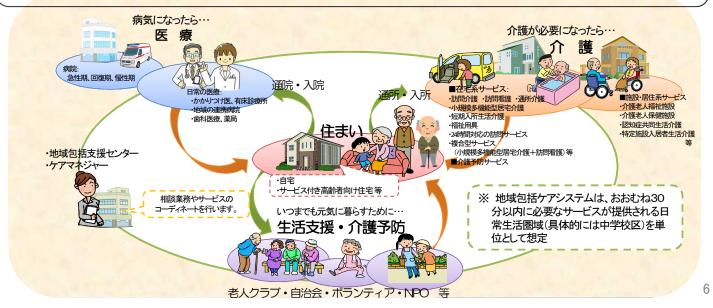
75歳以上人口について、平成27(2015)年を100としたときの平成37(2025)年の指数



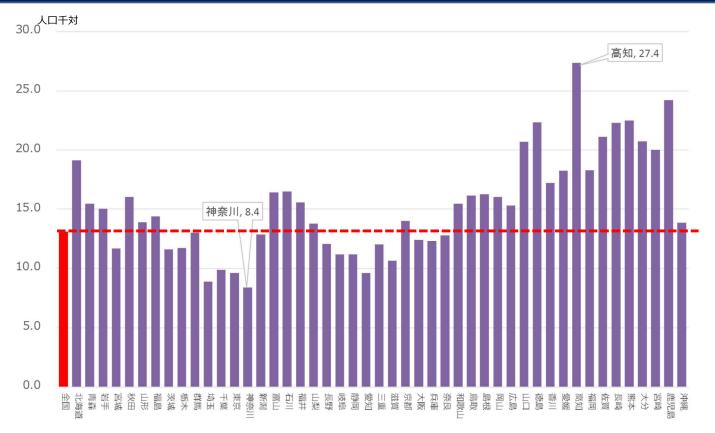
注)市町村数には福島県内の市町村は含まれていない。

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。

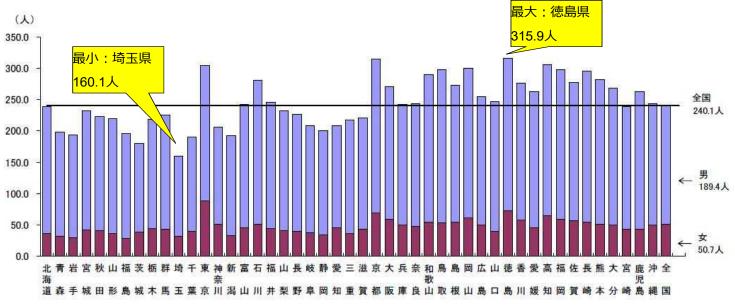


都道府県別病床数(人口千対)



都道府県(従業地)別にみた医療施設に従事する人口10万対医師数

- ○平成28年度の医療施設に従事する人口10万対医師数の全国平均は240.1人で、前回の平成26年度 (233.6人)に比べ6.5人増加している。
- ○これを都道府県(従業地)別にみると、徳島県が315.9人と最も多く、次いで京都府314.9人、高知県306.0人となっており、埼玉県が160.1人と最も少なく、次いで、茨城県180.4人、千葉県189.9人となっている。



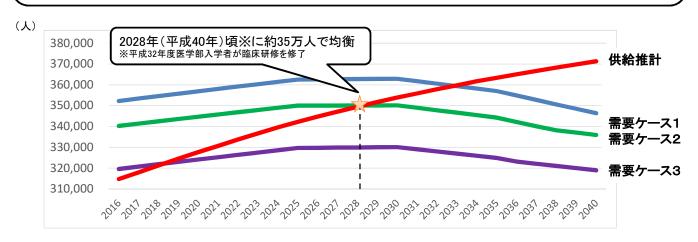
(出典)平成28年(2016年)医師・歯科医師・薬剤師調査

8

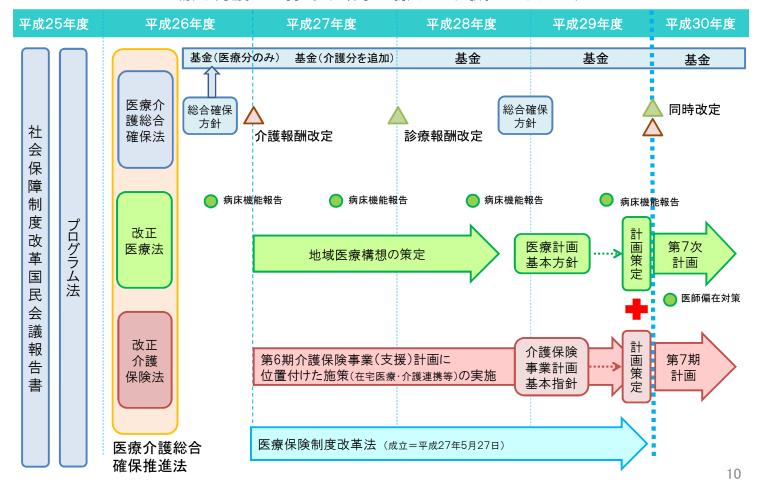
医師の需給推計について

医療従事者の需給に関する検討会 第19回 医師需給分科会(平成30年4月12日) 資料1(抜粋・改)

- 医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく「需要ケース2」において、<u>平成32年度医学部入学者が臨床研修を修了すると想定される2028年(平成40年)</u> 頃に均衡すると推計される。
- ・供給推計 今後の医学部定員を平成30年度の9,419人として推計。
 - ※1 勤務時間を考慮して、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とした
- ・需要推計 分科会において了承の得られた仮定に基づき、以下の通り、一定の幅を持って推計を行った。
 - ・ケース1(労働時間を週55時間に制限等≒月平均60時間の時間外・休日労働に相当)
 - ・ケース2(労働時間を週60時間に制限等三月平均80時間の時間外・休日労働に相当)
 - ・ケース3(労働時間を週80時間に制限等≒月平均160時間の時間外・休日労働に相当)
 - ※2 医師の働き方改革等を踏まえた需要の変化についても、一定の幅を持って推計を行った



医療と介護の一体的な改革に係る主な取組のイメージ



2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革

2040年に向けて新たな課題に対応するため、 **I.地域医療構想の 実現に向けた取組、 II.医療従事者の働き方改革、 II.医師偏在対策を三位一体で推進**し、総合的な医療提供体制改革を実施

I.医療施設の最適配置の実現と連携

(地域医療構想の実現:2025年まで)

- ① 全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ② 具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる取組

一体的に推進

Ⅱ.医師・医療従事者の働き方改革

(医師の時間外労働に対する上限規制:2024年~)

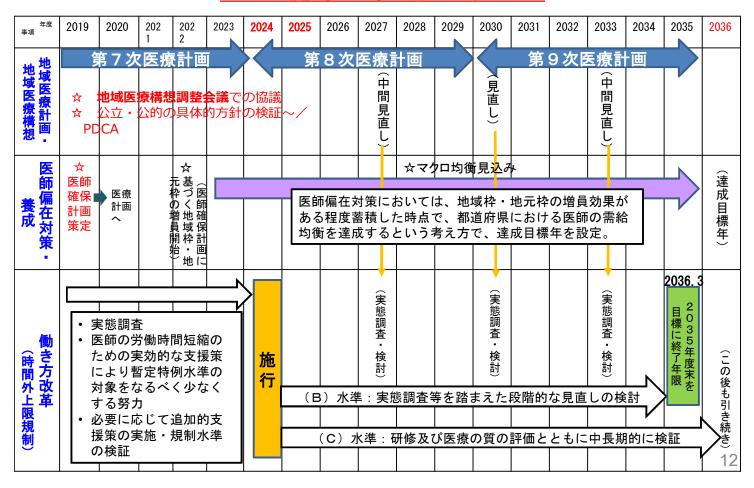
- ① 医療機関における労働時間管理の適正 化とマネジメント改革
- ② 上手な医療のかかり方に向けた普及・啓発と患者・家族への支援

Ⅲ.実効性のある医師偏在対策

(偏在是正の目標年:2036年)

- ① 地域及び診療科の医師偏在対策
- ② 総合診療専門医の確保等のプライマリ・ケアへの対応

3つの施策の中長期的見通し



地域医療構想について

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。

計画期間

6年間 (現行計画の期間:2018年度~2023年度) ※在宅医療に係る部分については、中間年で見直すこととしている。

主な記載事項

〇 医療圏の設定

病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

三次医療圏

都道府県の区域を単位として設定。 ただし、都道府県の区域が著しく広いことそ の他特別な事情があるときは、複数の区域 又は都道府県をまたがる区域を設定するこ とができる。



二次医療圏

一体の区域として病院等における入院に 係る医療を提供することが相当である単位 として設定。その際、以下の社会的条件を 者債する.

- 。 ・地理的条件等の自然的条件 ・日常生活の需要の充足状況
- ・日常生活の需要の充足状況 ・交通事情 等
- 一般の入院に係る医療を提供
- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者 流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示 し、見直しを促進。
- 〇 基準病床数の算定
- 医療の安全の確保

〇 地域医療構想

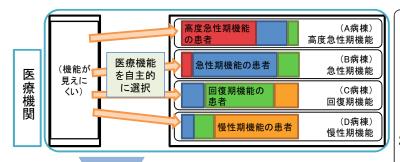
- 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。
- 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項
 - ※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管 疾患、糖尿病、精神疾患)。
 - 5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、 へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急 医療を含む。))。
- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を 把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築 のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評 価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

〇 医療従事者の確保

地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、 看護師等の確保。

地域医療構想について

- ○「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- ○都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む 「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。
- ○「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」 を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
 - ※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。



病床機能報告

医療機能の現状と今後の 方向を報告(毎年10月)

(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療 需要と病床の必要量を推計
- 在宅医療等の医療需要を推計
- 都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、 更なる機能分化を推進 機能分化・連携については、

「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

病床機能報告制度

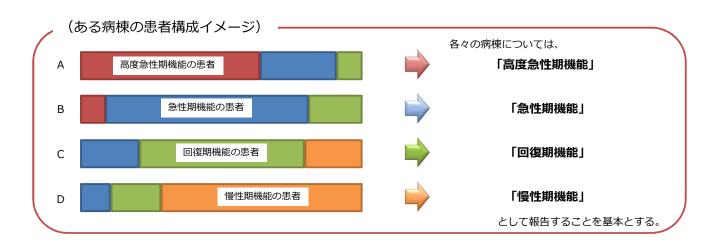
○ 各医療機関(有床診療所を含む。)は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集 中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療 を提供する病棟
急性期機能	〇 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、 筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを 提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることにご 留意ください。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。

医療機能の選択に当たっての基本的な考え方

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか1つ選択して報告することとされているが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟でいずれかの機能のうち最も多くの割合の患者を報告することを基本とする。



地域医療構想の実現プロセス

- 1. まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県 は、地域医療介護総合確保基金を活用。
- 2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合 には、医療法に定められた<mark>都道府県知事の役割</mark>を適切に発揮。

で将は、の

機方

能向

分性を

提が、

心場合い場合

組だけ

進ままま

・踏 連ま

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での**「地域医療構想調整会議」**での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が 担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏 まえた役割の明確化を図る

STEP2「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「<mark>地域医療介護総合確保基金」</mark>を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。

・病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助 等を実施。

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機 能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令(公的医療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で不足している医療機能を担うよう指示(公的医療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)
- ③ 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与
- (④) 稼働していない病床の削減を命令(公的医療機関等)及び 要請・勧告(民間医療機関)
- ※ ①~④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。
- ※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

「地域医療構想の進め方について」※のポイント

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

○ **都道府県は、毎年度、**地域医療構想調整会議において合意した**具体的対応方針をとりまとめること**。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- ⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。
- <u>公立病院、公的医療機関等は、</u>「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、<u>平成29年度中に協議</u>すること。
- ⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない 分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
 - 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
 - ①医療機能や診療実績 ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
 - ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

- <u>都道府県は、</u>構想区域の実情を踏まえながら、<u>年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施</u>すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

医療法の規定

- 第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、<u>診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け</u>、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める<u>将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う</u>ものとする。
- 2 <u>関係者は</u>、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、<u>当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなけ</u>ればならない。

地域医療構想調整会議の協議事項

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- <u>都道府県は、毎年度、</u>地域医療構想調整会議において合意した<u>具体的対応方針をとりまとめること</u>。
 - 具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。
 - ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- <u>公立病院、公的医療機関等は、</u>「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、<u>平成29年度中に</u> 協議すること。
- **その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、**今後の事業計画を策定し、**速やかに協議**すること。
- <u>上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議</u>すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
- ・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関・新たな病床を整備する予定の医療機関
- ・開設者を変更する医療機関

20

地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について

都道府県単位の地域医療構想調整会議

平成30年6月22日付け医政地発0622第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知 平成30年6月26日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡

- <u>都道府県は、</u>各構想区域の調整会議における議論が円滑に進むように支援する観点から、<u>都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置</u> (協議事項)
 - ・各構想区域における調整会議の運用に関すること(地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど)
 - ・各構想区域における調整会議の議論の進捗状況に関すること(具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況など)
 - ・各構想区域における調整会議の抱える課題解決に関すること(参考事例の共有など)
 - ・病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること(定量的な基準など)
 - ・構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること(高度急性期の提供体制など)

(参加の範囲等) 各構想区域の地域医療構想調整会議の議長を含む関係者

都道府県主催研修会

○ <u>都道府県は、</u>地域医療構想の進め方について、<u>調整会議の議長、事務局を含む関係者間の認識を共有する観点から、研修会を開催</u>

(研修内容)・行政説明 ・事例紹介 ・グループワーク

※行政説明や事例紹介の実施に当たっては、厚生労働省の担当者を派遣

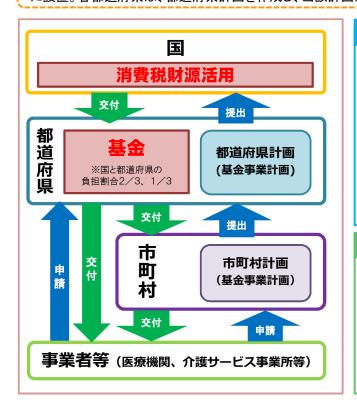
「地域医療構想アドバイザー」

- ○<u>厚生労働省は、</u>各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示といった調整会議の事務局が担うべき機能を補完する観点から、 「地域医療構想アドバイザー」を養成
- (役割) ・都道府県の地域医療構想の進め方について助言すること。
 - ・地域医療構想調整会議に出席し、議論が活性化するよう助言すること。
- (活動内容)・厚生労働省が主催するアドバイザー会議への出席(年2~3回)
 - ・担当都道府県の地域医療構想の達成に向けた技術的支援(適宜)
 - ・担当都道府県の地域医療構想調整会議への出席(適宜)等
- (選定要件)・推薦を受ける都道府県の地域医療構想、医療計画などの内容を理解していること。
 - ・医療政策、病院経営に関する知見を有すること。
 - ・各種統計、病床機能報告などに基づくアセスメントができること。
 - ・推薦を受ける都道府県の都道府県医師会等の関係者と連携がとれること。
 - ・推薦を受ける都道府県に主たる活動拠点があること。

地域医療介護総合確保基金

令和元年度政府予算:公費で1,858億円 (医療分 1,034億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- 〇 このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

〇 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

22

地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充(平成30年度~)

※平成30年2月7日付地域医療計画課長通知

1. (1)建物の改修整備費

○対象となる経費

自主的なダウンサイジングに伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更 (機能転換以外) するために必要な改修費用

○対象となる建物

------各都道府県の地域医療構想公示日までに取得(契約)したもの

○標準単価

1 ㎡当たり単価: (鉄筋コンクリート) 200,900円

(ブロック) 175,100円

1. (3)人件費

○対象となる経費

早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○対象となる職員

地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員

○上限額 6,000千円/人

1. (2)建物や医療機器の処分に係る損失

○対象となる経費

自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)

○対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得(契約)したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象(「有姿除却」は対象外)。

建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上 「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失についても対 象。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失についても対象。

○対象となる勘定科目

- ・固定資産除却損:固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
- ・固定資産廃棄損:固定資産を廃棄した場合の撤去費用
- ・固定資産売却損:固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想 セミナーの開催費用

○対象となる経費

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうために、地域医療構想調整会議が主催するセミナー、会議等の開催に必要となる経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【具体的な対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、 委託料等

※ 本事業について、医療機関だけでなく、金融機関にも効果的な 周知がなされるような方策について、金融庁と協議中。 基金の積極的かつ効果的な活用を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を進めるため、特に疑義照会が多く寄せられる以下の事項について対象経費を明確化。

(1) 「回復期病床への転換」以外の施設設備整備 ※標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

病床の機能分化・連携に特に必要な整備であれば医療機関の再編統合に係る整備や、病床のダウンサイジングに係る整備等も対象

(2)建物の改修整備費

※「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(平成29年2月7付け地域医療計画課長通知)の1. (1)関係

建物の改修整備の一環として行う設備整備や備品の購入に要する費用も対象

(3)建物や医療機器の処分に係る損失

※「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(平成29年2月7付け地域医療計画課長通知)の1. (2)関係

再編統合等により建替や廃止等を行う医療機関の損失も対象

(4) その他 ※標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

① 医療機関の再編統合に伴う研修経費

医療機関の再編統合により統合先医療機関に異動予定となった職員が、統合先医療機関における研修を受けるために要する費用 (旅費等)も対象

※基金による支援は、地域医療構想調整会議において再編統合が合意された日から再編統合前日までを基本とする

② 地域医療連携の促進経費

都道府県や医師会、医療法人等が、医療機関等の関係者に対して地域医療連携の促進を図るために開催する説明会や相談会等の 運営等に要する費用も対象

※地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の取組につながるよう、都道府県が説明会や相談会等に関与すること

24

地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充(平成30年度~)

※平成30年6月22日付医政局長通知

地域医療構想調整会議における議論を一層活性化させるため以下についても対象経費として認める。

(1) 都道府県主催研修会の開催経費

○都道府県主催研修会とは

地域医療構想の進め方について、各構想区域の地域医療構想調整会議の参加者や議長、事務局を含む関係者間の共有を図るために都道府 県で開催する研修会

※都道府県医師会等の関係者と十分に協議を行い、共催も含め、より実効的な開催方法について検討

<u>○研修内容</u>

地域医療計画課が実施する「都道府県医療政策研修会」等を参考に、行政からの説明、事例紹介、グループワーク等を実施

※行政からの説明や事例紹介の実施に当たり、厚生労働省の担当者を派遣することが可能

○対象者

地域医療構想調整会議の議長、その他の参加者、地域医療構想調整会議の事務局担当者

(2) 地域医療構想アドバイザーの活動に係る経費

○地域医療構想アドバイザーとは

地域医療構想の進め方に関して地域医療構想調整会議の事務局に助言を行う役割や、地域医療構想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言を行う役割を担う

厚生労働省は都道府県の推薦を踏まえて都道府県ごとに「地域医療構想アドバイザー」を選出した上で、その役割を適切に果たせるよう、研修の実施やデータの提供などの技術的支援を実施する

基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分Ⅰ及びⅣの対象経費を拡充・明確化。

【事業区分 【】 ※標準事業例 5 「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

- (1) 再編統合、ダウンサイジング、機能転換(以下、「再編統合等」という。) の計画の策定に当たって必要となる経費
- ① 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に 必要となる経費
- ② 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
- ③ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費

(2) 再編統合等の際に必要となる経費

- ① 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
- ② 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費
- (3) 再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設設備整備費

【事業区分IV】】※標準事業例26「医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」関係

(1)将来的に医師として地域医療を担う人材に対する地域医療の理解促進に要する費用

将来的に地域医療を担う人材に対し、都道府県と連携して大学が実施する地域医療に関する理解促進を図るためのセミナー、出前講義、会議の開催等に必要となる経費

【対象経費】人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会議借料、委託料等

(2) 医師定着及び将来にわたる持続的な医師派遣体制の構築にかかる経費

若手医師や医学生が地域医療を実際に体験するため、都道府県と連携して大学がへき地等で実施する地域医療研修、地域医療従事者との意見交換会の 開催等に必要となる経費

【対象経費】人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会議借料、委託料等

20

具体的対応方針の再検証までの経緯

地域医療構想に係るこれまでの経緯について

- 2017年3月 全ての都道府県において地域医療構想(2025年の4機能ごとの必要病床量等)を策定 〔新公立病院改革プラン(2017年3月まで),公的医療機関等2025プラン(2017年12月まで)の策定〕
- ~2019年3月 公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針の策定
 - ⇒地域医療構想調整会議で合意
- 2019年1月~ 厚生労働省医政局「地域医療構想に関するワーキンググループ(WG)」において、公立・公的 医療機関等の具体的対応方針について議論(再検証に係るものを含む)開始
 - 3月 第20回WG⇒「急性期機能」に着目した再検証の基本的フレームワークについて合意
 - 4月~9月 第21回~第24回WG⇒分析ロジックについて議論
 - 6月 骨太の方針2019
 - 9月26日 再検証に係る具体的な対応・手法についてとりまとめ 公立・公的医療機関等の個別の診療実績データを公表
 - 10月4日 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
 - 10月17日~地方意見交換会を順次開催

28

【経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)「抜粋」】

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) [抜粋]]

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。 このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) [抜粋]]

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中(※)に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分(基金創設前から存在している事業も含む)における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。

※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋ごろまで。29

地域医療構想の実現に向けたこれまでの取組について

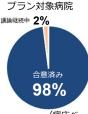
第32回社会保障WG (令和元年5月23日)

1. これまでの取り組み

- これまで、2017年度、2018年度の2年間を集中的な検討期間とし、公立・公的医療機関等 <u>においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化</u>するよう医療機能を 見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるように要請した。
- 公立・公的医療機関等でなければ担えない機能として、「新公立病院改革ガイドライン」や 「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてはそれぞれ、
 - 高度急性期・急性期機能や不採算部門、過疎地等の医療提供等
 - 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・ 先進医療の提供
- 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能 が挙げられている。
- 2018年度末までに全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針が地域医療構想 調整会議で合意されるよう取組を推進。

公立・公的医療機関等に関する議論の状況 2019年3月末 新公立病院改革 公的医療機関等2025



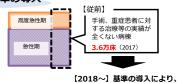


(病床ベース)

地域医療構想の実現のための推進策

病床機能報告における定量的基準の導入

■ 2018年10月からの病床機能報 告において診療実績に着目し た報告がなされるよう定量的 基準を明確化し、<mark>実績のない</mark> 高度急性期・急性期病棟を適



- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーを任命
 - ・調整会議における議論の支援、ファシリテート
 - ・都道府県が行うデータ分析の支援 等

(36都道府県、79名(平成31年3月))

高度急性期・急性期の選択不可

- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置
- 介護医療院を創設し、介護療養・医療療養病床からの転換を促進

機能分化連携のイメージ(奈良県南和構想区域)

- 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期) と2つの回復期/慢性期病院に<mark>再編し、ダウ</mark>
- 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、<mark>地域全体の医</mark> **複機能の強化、効率化**が促進された



公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計結果

第32回社会保障WG (令和元年5月23日) 資料1-1

高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。

200,000

150,000

100,000

50,000

トータルの病床数は横ばい。

35 389

114,785

9.937

2017年度

200,000

160.000

120 000

80,000

40,000

0

具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。

2017年度の病床機能報告と具体的対応方針(2025年度見込)の比較

(参考) 構想区域ごとの状況

病床数が減少する合意を

公立病院

- 6,217床

(-5.4%)

+ 5,850床 (+40.9%)

-1 300床

(-13.1%)

■高度急性期 ■急性期 ■回復期 ■慢性期 173.620床 174,423床 - 803床 300,000 36.253 +864床 250,000 (+2.4%)

303 295床 302,293床 +1,002床 104.632 108,144 - 3,512床 (-3.2%)- 954床 150.868 151,822 (-0.6%)

+ 5.845月

(+31.2%

(-1.6%)

23.240

2025年見込み

23.617

2017年度

公的医療機関等

■高度急性期 ■急性期 ■回復期 ■慢性期

行った構想区域数 区域 113

公立分 公的等分 区域 115 民間分 131 区域

具体的対応方針策定前の病床数として、2017年度病床機能報告を用いた。 **※** 1

108.568

2025年見込み

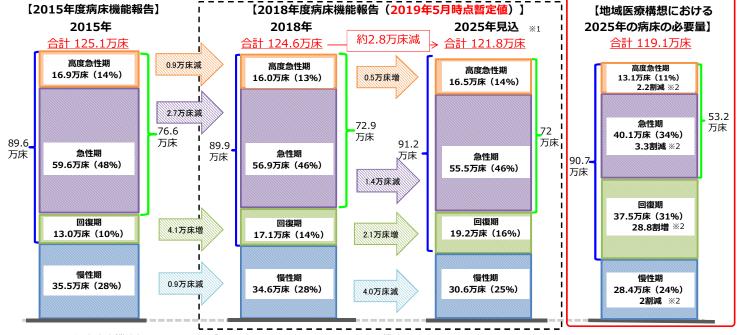
合意に至っていない公立病院・公的医療機関等の病床数は除いて集計。

医政局地域医療計画課調べ (精査中)

- 2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計 は、89.6万床→90.7万床と増加する。
- 公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%*は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針におけ る2025年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。 ※2015年度ベース

病床機能ごとの病床数の推移(参考)

- 2025年見込の病床数*1は**121.8万床**となっており、2015年に比べ、**3.3万床減少する見込みだ**が、地域医療構想 における2025年の病床の必要量と比べ未だ2.7万床開きがある。(同期間に、高度急性期+急性期は4.6万床減少、 慢性期は4.9万床減少の見込み)
- 2025年見込の高度急性期及び急性期の病床数※1の合計は**72万床**であり、地域医療構想における2025年の病床の必 要量と比べ18.8万床開きがある。一方で回復期については18.3万床不足しており、「急性期」からの転換を進める 必要がある。



: 2018年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数: 2015年の病床数との比較: 対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

地域医療構想の実現に向けたさらなる取組について

2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ 担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

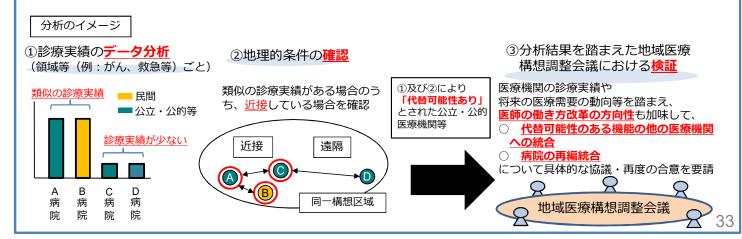
2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策
- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「診療実績が少ない」または「診療実績が類似してい る」と位置付けられた公立・公的医療機関等に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、医師 の働き方改革の方向性も加味して、当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合について、地域医療構想調整会議で 協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。 重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

- A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。
- 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接 している。



再検証に係る基本的な考え方

34

具体的対応方針の検証について

具体的対応方針の検証の対象について

- 厚生労働省は<u>診療実績が少ない医療機関</u>や、<u>他の医療機関と競合している医療機関</u>を明らかにすることを目的として、2019年年央までに、各医療機関の診療実績について、
 - A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。
 - B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互い の所在地が近接している。

のいずれかの要件を満たす分析項目について「代替可能性がある(注)」とし、その結果を都道府県に提供する。

- 注: ある分析項目について「A 各分析項目について、診療実績が特に少ない」という要件に該当するが、当該構想区域内に当該診療行為を行っている医療機関が他にない場合、ただちに代替する医療機関があるとは言えないものではあるが、患者の流出入を勘案しながら、隣接する構想区域の医療機関の実績等も踏まえ、代替可能性等を確認することも考えられることから、「代替可能性がある」と評価することとする。
- 特に、今回、具体的対応方針の再検証の対象となる公立・公的医療機関等について、分析の結果から、
 - ・1つ以上の分析項目において、「代替可能性がある」とされた医療機関を、<u>「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」</u>、
 - ・「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」のうち、大半の分析項目について「代替可能性がある」とされた医療機関を、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」、として位置づけることとする。
- なお、全く診療実績のない分析項目については、「代替可能性がある」とはしていないが、大半の分析項目について、全く診療実績がない場合(注)は、医療機関として公立・公的医療機関等でなければ担えない役割に重点化できていないと考えられることから、そのような場合は、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」として考えることとする。

注: 全く診療実績がない項目と「代替可能性がある」項目のいずれかが大半となる場合も含む。

具体的対応方針の再検証における「再編統合」とは

- 地域医療構想の実現に向けては、各地域において住民に必要な医療を、質が高く効率 的な形で不足なく提供できているかどうか、という視点の議論が不可欠である。
- また、具体的対応方針の再検証を行うにあたっては、地域医療構想調整会議の活性化が不可欠であり、それにより、地域の実情に応じた医療提供体制の構築が一層推進されると考えられる。
- これらのことから、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえつつ、個々の医療機関の医療提供内容の見直しを行う際には、
 - ・医療の効率化の観点から、ダウンサイジングや、機能の分化・連携、集約化
 - ・不足ない医療提供の観点から、機能転換・連携
 - 等を念頭に検討を進めることが重要である。

(これらの選択肢が全て「再編統合」に含まれると解する。)

- そのため、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」 (「再検証対象医療機関」とする。)とされた医療機関が行う具体的対応については、<u>地</u> <u>域の他の医療機関等と協議・合意の上で行う上記の選択肢全て</u>がとりうる選択肢とな る。
 - ※ 一部の公立・公的医療機関等が、地域のその他の医療機関との連携のあり方を考慮することなく医療機関同士を統合することにより、その他の医療機関の医療提供のあり方に不適切な影響を与えることがないよう、将来の医療提供体制について、関係者を含めた十分な協議を行うことが重要である。

診療実績の分析と再検証の要請の流れ(イメージ)について

- A) 「診療実績が特に少ない」の分析(がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修・派遣機能の9領域)
 - 各医療機関が所在する構想区域の人口規模によって診療実績は影響を受けることから、構想区域を①「人口100万人以上」、②「人口50万人以上100万人未満」、③「人口20万人以上50万人未満」、④「人口10万人以上20万人未満」、⑤「人口10万人未満」の5つのグループに分けて、診療実績の分析を行う。

医療機関単位の 「診療実績が特に少ない」の分析 「診療実績が特に少ない」領域が 多数となる公立・公的医療機関等 9領域全て

再検証を要請 (医療機関単位)

注)人口100万人以上の構想区域も含む。

B) 「類似かつ近接」の分析 (がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期の6領域)

医療機関単位の 「類似」かつ「近接」の分析 「類似」かつ「近接」領域が 多数となる公立・公的医療機関等 6 領域全て

| 再検証を要請 | (医療機関単位)



当該病院が所在する構想区域 における医療提供体制につい て検証を要請(都道府県へ)

注) 人口100万人以上の構想区域に所在する公立・公的医療機関等は、類似の状況にある医療機関が多数に及ぶことから別に整理が必要なため、今回は「類似かつ近接」に係る再検証は要請せず、今後、必要な検討を行うこととする。ただし、分析結果は公表する。

具体的対応方針の再検証の要請に 係る診療実績の分析方法等について

38

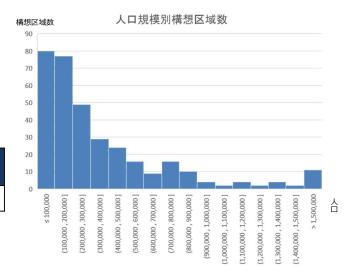
A)「診療実績が特に少ない場合」に係る診療実績データ分析 について

診療実績データの分析における人口規模の考慮の必要性について

- 各医療機関が所在する構想区域の人口規模によって、診療実績が影響を受ける。
- そのため、人口規模が近い構想区域に所在する医療機関を一つのグループとして捉え、そのなかで診療実績の比較を行うことする。(構想区域を人口規模によって数個のグループに区分して検討する。)
- 人口規模の分類に当たっては、政令市(50万人以上)や中核市(20万人以上)の基準などを参考にしつつ、人口規模ごとの診療実績のデータも加味し、
 - ・ 人口100万人以上の構想区域
 - ・ 人口50万人以上100万人未満の構想区域
 - ・ 人口20万人以上50万人未満の構想区域
 - ・ 人口10万人以上20万人未満の構想区域
 - ・ 人口10万人未満の構想区域

の5つに分類してはどうか。

	10万人未満		10万人以上 20万人未満	20万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人 以上
1""	思区域 数	80	77	102	55	25



40

(参考) 構想区域の人口規模と医療機関の診療実績との関係

○ 所在する構想区域の人口規模が大きいほど、公立・公的医療機関等の診療実績が多い傾向がある。

構想区域の人口規模と医療機関の診療実績との関係 消化器悪性腫瘍手術 心筋梗塞等に対する心臓カテーテル手術 脳卒中合計 70 60 14 50 40 30 20 10 × 50万-100万 10万-20万 20万-50万 50万-100万 構想区域の人口規模 10万-20万 20万-50万 50 構想区域の人口規模 構想区域の人口規模 診療実績 (件/年) 診療実績(件/月) 分娩件数 救急車の受入台数 10000 140 2500 9000 8000 7000 6000 5000 4000 3000 2000 120 100 1500 1000 500 ~10万 10万-20万 20万-50万 50万-100万 構想区域の人口規模 10万-20万 50万-100万 100万~ 10万-20万 100万-~10万 構想区域の人口規模

(注) 公立・公的医療機関等の診療実績を、所在する構想区域の人口規模に応じて比較したもの。 「消化器悪性腫瘍手術」: 胃がん、大腸がん、食道がん、肝臓がん、胆嚢・胆道がん、膵臓がんに対する開腹手術・腹腔鏡手術等が含まれる。 「脳卒中合計」: 脳動脈瘤クリッピング術、超急性期脳卒中加算、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術・経皮的脳血栓回収術、経皮的脳血管ステント留置術、頭蓋内血腫除去術、減圧開頭術等が含まれる。

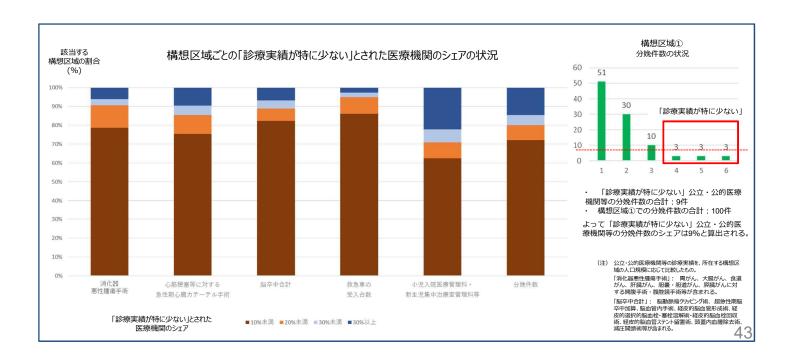
A 「各分析項目について、診療実績が特に少ない。」についての設定

- 人口区分ごとに、各項目の診療実績について、一定の水準を設け、その水準に満たない項目について、「特に診療実績が少ない」こととする。
- その基準については、横断的に相対的な基準を設定することとし、当該基準については、各項目の診療実績の分布等を踏まえ、人口区分によらず、<u>下位33.3パーセンタイ</u>ル値とする。

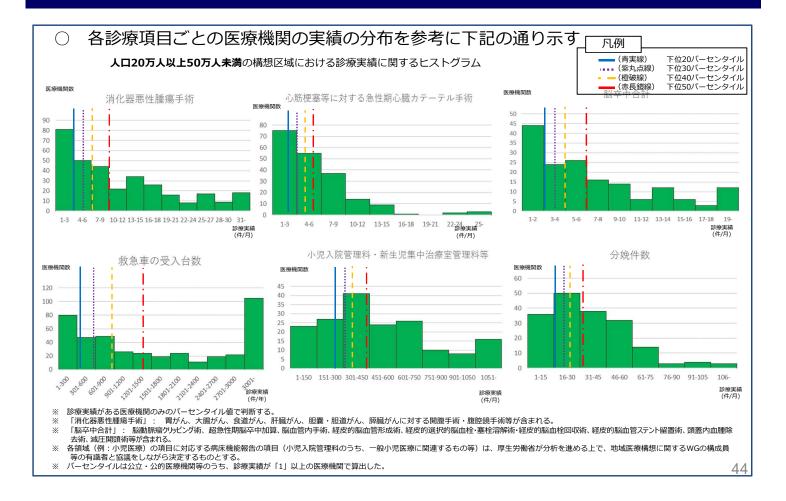
42

(参考) 構想区域ごとの「診療実績が特に少ない」とされた医療機関のシェアの状況

- 各構想区域において、分析項目ごとに「診療実績が特に少ない」とされた公立・公的医療機関等が占める診療実績のシェアを算出しそれが全国規模でどのような分布をとっているかを項目ごとに分析。
- 「診療実績が特に少ない」とされた公立・公的医療機関等の、構想区域内でのシェアの合計が10%未満である構想区域が多数を占めていた。



人口区分別の診療実績の分布(例)



B)「各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している」に係る分析について

「各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が 2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している」についての分析

B 「各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ 以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している」について

- ① 構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上ある (= 「類似の診療実績をもつ」とする)
- ②「お互いの所在地が近接している」

のそれぞれについて、分析方法を次ページ以降の通り整理する。

46

「類似の実績」の考え方について②

〔構想区域の類型化の手順〕

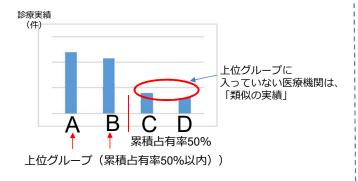
- ①診療実績が上位50%(累積占有率50%)以内に入っている医療機関を上位グループとする。
- ②上位グループの中で占有率が最低位の医療機関の実績と、下位グループのうち占有率が最高位である医療機関の実績と を比較し、上位グループと下位グループで明らかに差がある場合を「集約型」、一定の差がない場合を「横並び型」と する。

集約型における「類似の実績」の基本的考え方:

- ① 実績上位グループに入っていない医療機関(C,D)については、「類似の実績」と考える。
- ② 上位グループと下位グループで明らかな差がある。

集約型

単独もしくは少数の医療機関が当該構想区 域の診療実績の大部分を担っている場合



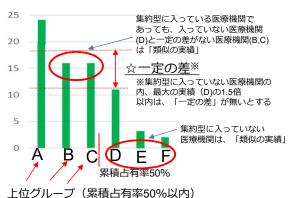
横並び型における「類似の実績」の基本的考え方:

- ① 上位グループに入っていない医療機関 (D,E,F) については、「類似の実績」と考える。
- ② 上位グループに入っている医療機関であっても、入っていない医療機関と「一定の差」がない医療機関(B,C)は「類似の実績」と

 する

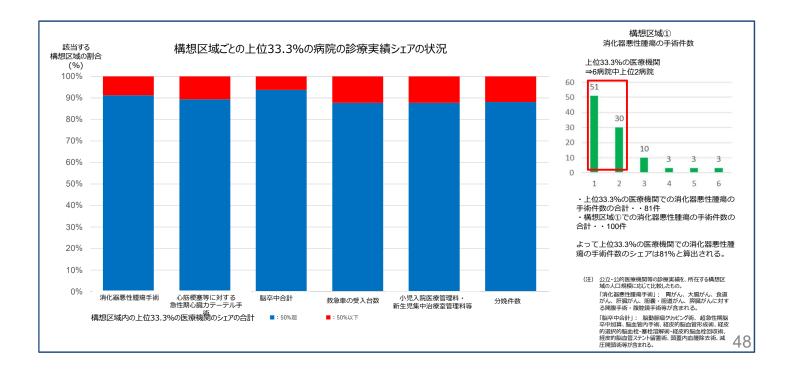
この場合の「一定の差」については、集約型に入っていない医療機関のうち、最大の実績(D)の1.5倍以内であるか否かによって判断する。 横並び型

上位グループの中に 下位と差がない医療機関がある場合



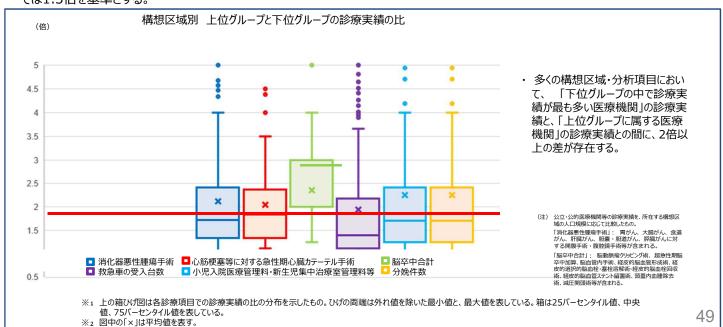
各構想区域の診療実績の上位33.3パーセンタイル以上の医療機関のシェアの状況

- 各構想区域において上位33.3%の医療機関による診療実績のシェアを項目ごとに算出し、それが全国規模でどの様な分布をとっているのかを項目ごとに分析。
- 上位33.3%の医療機関による、構想区域内の診療実績のシェアが50%より大きい構想区域が大半を占めた。



実績上位グループと実績下位グループに属する医療機関の診療実績の差について

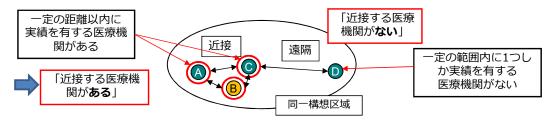
- 各構想区域において、累積占有率50%を基準として医療機関を上位グループ、下位グループの2群に分ける。
- 「下位グループの中で診療実績が最も多い医療機関」1の診療実績と、「上位グループに属する医療機関」の診療実績を比較した。
- 多くの構想区域・分析項目において、「下位グループの中で診療実績が最も多い医療機関」(p.20右図 D病院)の診療実績と、「上位グループに属する医療機関」 (p.20右図 C病院) の診療実績との間に、2倍以上の差が存在する。
- 2倍の差がついているものに関しては、上位グループと下位グループの間に「一定の差」があるものと考えられる。それに対して、1倍(差がない)の場合は、完全に「横並び」となっていることから、1倍と2倍の間で「一定の差」についての基準を設定することとし、当該基準については1.5倍を基準とする。



所在地が近接していることについての分析

②「お互いの所在地が近接している」の分析について

- 各領域・分析項目について、ある医療機関から見た際に、一定の距離内に診療実績を有する※他の医療機関がない場合は、「近接している医療機関がない」と考えることとする。(逆の場合を「近接する医療機関がある」とする。)
- この際、距離の検討にあたっては、公共交通機関の状況が各構想区域で異なることや、夜間や救急搬送の所要時間を考慮する観点から、自動車での移動時間※2を用いてはどうか。



※ 「診療実績が特に少ない」医療機関の場合を除く

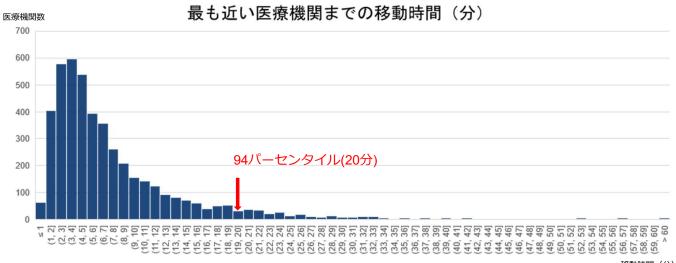
50

所在地が近接していることについての分析

- 消防庁の発表(※1)によると、
 - 救急要請から病院収容までの平均時間は約40分
 - 現場出発から、病院到着までの平均時間は約12分である。
- 仮に、具体的対応方針の再検証の結果、最も近い病院まで20分以上の距離がある医療機関(ア病院)の1つの機能を廃止することを決定した場合、ア病院から20分以内の距離にある地域の一部では、当該地点で発生した患者に対しては、対応可能な医療機関まで40分以上かけて搬送することとなり、上記平均時間を超過する。
- この様な状況も踏まえて、「近接」については、「自動車での移動時間が 20分以内の距離(※2) 」と定義することとする。
- ※1 「平成30年版 救急救助の現況」より
- ※2 移動時間は、国土交通省総合交通分析システム(NITAS)の最新版(ver.2.5(2019年3月版))を用いて集計している。道路の整備状況は、2016年3月時点の道路ネットワーク情報を使用している。計算は「道路モード」(有料道路が存在する場合は、有料道路を利用)で行い、自動車の速度は法定速度としている。

(参考) 医療機関間の移動時間

医療機関ごとに、最も近い医療機関までの移動時間を比較したところ、94%の医療機関が、20分以内に別の医療機関が存在していた。



移動時間(分)

- ●最も近い医療機関までの移動時間集計
- ・病院の組み合わせの度数分布を表す
- ・組み合わせは、同一病院で最短時間に絞り込んでいる
- ・設置主体や診療実績での絞り込みは行っていない

52

今後の方向性について

地域医療構想に関する地方との意見交換について

1 スケジュール

○ブロック単位意見交換会

10/17	10/21	10/23	10/29	10/30
九州(副大臣)	東海北陸(審議官)	北海道(課長) 東北(審議官)	関東信越(課長) 近畿(審議官)	中国四国(審議官)

・意見交換会の流れ 厚労省説明・意見交換2時間(その前に、個別県ごとに話を聞く場を設ける)

・意見交換会参加者 都道府県、市町村の幹部職員・担当職員、地域医療構想アドバイザー、公衆衛生の有識者、医療機関関係者

○今後、都道府県の要望に応じ、個別に意見交換に伺う。

11月6日:鳥取県、11月12日:山口県、11月13日:群馬県、11月22日:静岡県・大阪府、11月26日:香川県、11月28日:三重県、

<u>12月15日</u>: 徳島県、<u>12月17日</u>: 大分県、<u>12月18日</u>: 兵庫県、12月19日: 愛媛県、<u>12月以降</u>: 鹿児島県、東京都

2 厚労省からの説明のポイント

- ○9/27に厚生労働省から公表したステートメントの内容
- ・今回の取組は急性期機能等に関する医療機能について分析を行ったものであること
- ・医療機関そのものの統廃合を決めるものではないこと
- ・病院が担う役割やそれに必要なダウンサイズ等の方向性を機械的に決めるものではないこと
- ・地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くしていただきたいこと
- ○分析に用いたデータが最新でない点、既に機能転換等しているものが反映されていない点については、地域における議論の際に勘案していただきたいこと



地方自治体からの意見もよく伺い、双方向の意見交換を重ねていく。また、都道府県への再検証要請通知の内容など実務的なことについても情報提供する。

54

地域医療構想に関する地方との意見交換について

- ■令和元年10月17日 地域医療構想に関する自治体等との意見交換会 九州会場 橋本副大臣の発言(抜粋)
- ○私からは、3点お伝えしたいことがございます。
- ○1点目として、データをお伝えするのが唐突であり、事前にご関係の皆様に十分にご説明することができておりませんでした。今後は、皆様からの声に真摯に耳を傾け、よくご相談させていただきながら、丁寧に取組を行ってまいります。
- ○2点目として、命をまもる医療の最前線に立たれている皆様におかれましては、人口が少ない地域で最後の砦として 医療を担われているケースや、既に医療ニーズの変化に沿った変革に着手されているケースなど、地域ごとの実情に 応じた議論や取組が進められてきたことと思います。今回のデータについては、全国的に急性期に関するデータを可視 化する観点から、そうした地域の実情を十分に織り込むことができておりません。ですので、今回のデータを眺めてい ただきつつ、それぞれの地域の実情を踏まえた議論を、それぞれの地域で行っていただきたいと考えております。
- ○3点目として、今回のデータは地域の議論を活性化する目的で公表したものであり、名前の挙がった病院に対し何かを 強制するようなものではありません。この点について、誤った理解が広まりご心配をおかけいたしました。今後、今回 の意見交換会のような取組を重ね、正しく趣旨をお伝えするため努力を尽くしてまいります。
- ○さて、医療ニーズが増大する2025年、そして人口減少が進み高齢者人口が極大化する2040年も展望すれば、マクロレベルにおける我が国の医療制度は「医療ニーズの変化」と「医療サービスの担い手減少」という課題に直面しております。こうした課題への対応に向け、厚生労働省としては、地域の医療ニーズに即した効率的な医療機能の確保に向けた「地域医療構想」を、その担い手を健全に確保するための「医療従事者の働き方改革」、「医師偏在対策」とともに、一体的に取り組む方向性をお示ししています。
- ○大事なことは、今後、これらの取組について、それぞれの地域の状況を踏まえ活発にご議論いただき地域で決めていただくことです。そのために、国としても必要な支援を行っていきたいと考えています。

主な御意見

- データの作り方が拙速だ。平成29年6月の1ヶ月分のデータだけとは杜撰だ。地域医療にはいくつかの重要なファクターあるのに項目にはそれが盛り込まれておらず納得できない。
- 病床あたりのデータで評価されていないので、大規模な病院が有利になっておかしい。稼働率や医業収支、 人口動態も含めて分析するべき。
- 今回の公表は、地域医療の取組を踏みにじるもの。看護師の中には他院への転職を考える者もいる。データ の信憑性にも疑問があり、再検証要請の撤回を求める。
- 公立・公的医療機関にマイナスイメージが流布されたので残念。公立・公的医療機関は地域医療の最後の砦。 マイナスイメージを払拭するためのプラスの対策として医師確保対策をしっかりやってほしい。
- 職員や患者は、今回の発表で病院がなくなるのではないかと不安に思っており、風評被害があり困っている。 発表のインパクトが強すぎる。払拭するメッセージを出してほしい。
- 意見交換会で厚労省の考えはある程度わかった。しかし、市民の方や意見交換会に来ていない病院は誤解したままである。このブロック会議の意見をしっかり吸い上げて、国民・市民に対してしっかり情報提供して誤解を解いてほしいというのが現場の痛切な気持ち。
- 公表の仕方があまりに唐突であり、進め方が乱暴。国民に趣旨が伝わっていない。
- スケジュールについて今度の3月までと9月までとなっているが、民間医療機関のデータ公表がないと検証が困難。
- 既に再編・統合の取り組みを始めていて成果を上げつつあるにも関わらず、今回の再検証対象医療機関となった。何か手当が必要。
- 今後安心して医療を受けるためには、統合再編は大事なこと。今後も各地域の議論が停滞することがないようしっかりフォローをお願いしたい。

56

今後の地域医療構想全体の方向性について

■令和元年12月5日 第13回経済財政諮問会議 議事要旨より

加藤大臣の発言(抜粋)

「地域医療構想は、今回、公表を踏まえた公立・公的医療機関の着実な改革が重要で、 進捗状況を逐次把握しながら、必要な支援を行いたい。また、民間の医療機関の議論に ついても進めていく必要がある。公立・公的の医療機関に行った機能に焦点を当てた分 析と同じように、今年度できるだけ早期に、民間の特性に応じた、新たな観点を加えた 分析の検討を行いたい。また、ダウンサイジング支援の追加的方策の検討や総合確保基 金のメリハリ付けも実施をしていきたい。

今後、地方自治体と意見交換を深めながら、来年の骨太方針の策定時期を目途に、 2025年までの地域医療構想全体を、より具体的にどう実行していくのか、そのための工 程表を作成していきたい。|

最後に

58

【地域医療構想の実現に向けて】

令和元年9月27日:医政局

- 1. 地域医療構想の目的は、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。地域医療構想の実現により、限られた医療資源をそれぞれの地域で真に活用し、次の時代に対応した医療を構築することができると考えています。
- 2. 地域医療構想の実現に向けては、関係者のご理解・ご協力の下、これまでも地域で議論が積み重ねられてきましたが、さらに取組を進めていく観点から、今回、高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国から提供し、改めて、それぞれの医療機関に対し、今後の医療機能のあり方を考えて頂くことといたしました。
 - ※客観的データについては、「地域医療構想に関するワーキンググループ」における議論に基づくものです。
- 3. 今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。 したがって、 必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。また、病院が将来担うべき役割 や、それに必要なダウンサイジング・機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもありません。
- 4. **今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想 調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き**、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直 しを行っていただきたいと考えています。その際、ダウンサイジングや機能連携・分化を含む再編統 合も視野に議論を進めて頂きたいと考えています。
- 5. 今後、地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイジングや統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行ってまいります。

厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 06991.html

公立病院改革の推進

参考資料

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 平成30年11月末時点で全ての公立病院が新公立病院改革プランを策定済。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

≪経営の効率化≫ 25年度 29.7% ≪再編・ネットワーク化≫

・統合・再編等に取り組んでいる病院数 162病院

再編等の結果、公立病院数は減少 H20:943 ⇒ H25:892 (△ 51病院) ≪経営形態の見直し≫

(予定含む数)

•地方独立行政法人化(非公務員型)

69病院

・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院

•民間譲渡 • 診療所化 50病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

- 新公立病院改革プランの策定を要請
- (1) 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2)プランの内容:以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

再編・ネットワーク化

経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化 経常収支比率等の数値目標を設定

経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

○再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

- 3 地方財政措置の見直し
- (1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度~) 通常の整備 •••• 25%地方交付税措置 再編・ネットワーク化に伴う整備 ・・・・・ 40%地方交付税措置
- (2)特別交付税措置の重点化(H28年度~)
- ○措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- ○公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行) に基づく取組(厚生労働省)

- 1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)
- 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要 病床数※と目指すべき医療提供体制等を内容とする **地域医療構想**を策定

(平成29年3月31現在、全ての都道府県で策定済)

「構相区域単位で策定〕

連携

W 1/	いけんと・スーム・バルン										
	2025年	(推計)									
	医療需要	必要病床数									
高度急性期	000 人/日	〇〇〇 病床									
急性期	□□□ 人/目	□□□ 病床									
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床									
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床									

2 実現するための方策

× 14_3

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- O <u>知事の医療法上の権限強化</u>(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

新公立病院改革ガイドラインにおける公立病院に期待される主な機能

公立病院に期待される主な機能の具体例

- ①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の
- ②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある 高度・先進医療の提供
- ④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

【新公立病院改革ガイドライン(平成27年3月)より抜粋】

第2 地方公共団体における新公立病院改革プランの策定

- 3 新改革プランの内容
- (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

公立病院に期待される主な機能を具体的に例示すれば、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が 困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関 わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高 度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが挙げられる。 前ガイドラインにおいても、改革を通じて、自らの公立病院の果たすべき役割を見直し、改めて明確化する

べきことが強調されていたが、今般の公立病院改革は、民間病院を対象に含めた地域医療構想の実現に向 けた取組と並行して行われるものであることから、必然的に、公立病院の役割を従来にも増して精査すること となる。

62

公的医療機関等2025プラン

○ 公的医療機関※、共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、地域医療機能推進機構、国立病院機構及び労働者健康安 <mark>全機構</mark>が開設する医療機関、<mark>地域医療支援病院</mark>及び<mark>特定機能病院</mark>について、地域における今後の方向性について記載した 「公的医療機関等2025プラン」を作成し、策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論す るよう要請。 ※新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院は除く。

対象病院数

約830病院

(平成29年8月4日付け医政発0804第2号厚生労働省医政局長通知により、各開設主体の長あてに依頼)

記載事項

【基本情報】

•医療機関名、開設主体、所在地 等

【現状と課題】

- 構想区域の現状と課題
 - 当該医療機関の現状と課題等

【今後の方針】

・ 当該医療機関が今後地域において担うべき役割 等

【具体的な計画】

当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項

関の役割を明確

- (例)・4機能ごとの病床のあり方について
 - ・診療科の見直しについて 等
- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
 - (例)・病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
 - 紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目、人件費率等、 経営に関する項目

策定期限

○

救急医療や災害医療等の政策医療を主として担う医療機関:

平成29年9月末

○**その他の医療機関: 平成29年12月末** (4回目の地域医療構想調整会議で議論)

●地域医療構想調整会議の議論のサイクル

策を議論

7~9月 10~12月 病床機能報告等 医療機能、事業 各役割を担う医 のデ - 夕等を踏 等ごとの不足を まえ、各医療機 補うための具体

具体的な医療機 関名や進捗評価 指標、次年度基 機能転換等の具 金の活用等を含 体策の決定 む取りまとめ

留意点

○ 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聴くなどにより、構想区域ごとの医療提供体制と整合的なプランの策定が求 められる。

(3回目の地域医療構想調整会議で議論)

- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、地域の関係者からの意見を聴いた上で、地域の他の医療機関との 役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかることが必要。地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟 齬が生じた場合には、策定したプランを見直すこととする。
- さらに、上記以外の医療機関においても、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、現に地域において担っている役割を踏まえた今後の方針を検討すること は、構想区域における適切な医療提供体制の構築の観点から重要である。まずは、それぞれの医療機関が、自主的に検討するとともに、地域の関係者と の議論を進めることが望ましい。 63

公的医療機関等について

○ 公的医療機関は、医療法第31条において、次の者が開設する医療機関とされている。

都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社 会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

- 公的医療機関は、「戦後、医療機関の計画的整備を図るに当たり、国民に必要な医療を 確保するとともに、医療の向上を進めるための中核」としての役割を担うものとされ、また、 公的医療機関は、「医療のみならず保健、予防、医療関係者の養成、へき地における医療 等一般の医療機関に常に期待することのできない業務を積極的に行い、これらを一体的に 運営」するという特徴を有する。 ※「」部分は医療法コンメンタールより抜粋
- また、医療法第7条の2第1項では、公的医療機関の開設者を含む以下の者が規定され ており、これらの者が開設する医療機関(公的医療機関等)については、地域医療構想の 達成を図るために都道府県知事が行使することができることとされている権限の位置付け が、他の医療機関に対するものと異なる。

公的医療機関の開設者、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、公立学校共済組合、日本私 立学校振興・共済事業団、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連 合会、独立行政法人地域医療機能推進機構

64

開設	第9回地域医療構想に 関するWG 資料2						
開設主体別医療機関		財政				税制	一部改
	政府	運営費	補助金	国税		地方税	
	出資金*1	交付金* ² ・繰入金		法人税 (医療保健業)	事業税 (医療保健業)	不動産取得税	固定資産税
公立病院	-	O*3	対象*4	非課税	非課税	非課税	非課税
国民健康保険組合	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
日本赤十字社	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
済生会	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
厚生連	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
北海道社会事業協会	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
国家公務員共済組合連合会	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
公立学校共済組合	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
日本私立学校振興·共済事業団	0	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
健康保険組合	-	-	対象*4	非課税	非課税	一部非課税*5	一部非課税*5
地域医療機能推進機構	0	-	対象*4	非課税	非課税	非課税	一部非課税*5
国立病院機構	0	O*6	対象*4	非課税	非課税	非課税	一部非課税*5
労働者健康安全機構	0	O*6	対象*4	非課税	非課税	非課税	一部非課税*5
(参考)公益社団法人、公益財団法人	-	-	対象*4	一部非課税*7	一部非課税*7	一部非課税*5	一部非課税*5
(参考)社会医療法人	_	-	対象*4	一部非課税*8	一部非課税*8	一部非課税*5	一部非課税*5
(参考)医療法人	-	_	対象*4	課税	一部非課税*9	課税	課税*10

[・]政府出資金とは、独立行政法人等において、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有する必要があり、これに対して政府が出資することをいう(参考:独立行政法人通則法第8条第1項)。日本私立学校振興・共済事業団

* 1: 政府出資金とは、独立行政法人等において、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有する必要があり、これに対して政府が出資することをいう(参考: 独立行政法人連則法第8条第1項)。日本私立学校振興・共済事業にに関しては、私立学校への助成事業の分。

* 2: 適営費交付金とは、独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金。

* 3: 地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)及び総務省が定めた繰出基準(総務副大臣通知)に基づき、一般会計が負担すべき経費(経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみ

* 4: 個別の補助金の目的や性質によって対象外にもなりえる。なお、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、公益社団法人、公益

^{* 4・}個別の補助金の目的や性質によって対象外にもなりえる。なお、日本赤十字社、社会福祉法人思陽財団済生会。全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会及び公立学校共済組合が開設した病院について、公立病院と同様に当該地域の医療確保のため、公立病院に対する様入金に準じて自治体から運営費に関する補助金の交付を受けている場合がある。
* 5・経営する病院及び診療所において直接その用に供する資産などは非課税。
* 6・国立病院機構では、国期間外の退職給付金費用や臨床研究事業を登等に、労働者健康安全機構では、未払資金立替払事業や研究・試験及び成果の普及事業等に使用されており、両機構とも診療事業には使用していない。
* 7・法人税法令で定める収益事業に該当する医療保健業、公益目的事業は非課税。
* 8・社会医療法人では、医療保健業(附帯業務、収益業務は除く。)は非課税。
* 8・社会医療法人では、医療保健業(附帯業務、収益業務は除く。)は非課税。
* 9・医療法人では、医療保健業の方さ、社会保険診療に係る所得は非課税。
* 10:自治体の条例により減免を行っている場合がある。

	公的医療機関
開設者の範囲 【医療法第31条、 厚生省告示】	 ・都道府県 ・市町村 ・地方公共団体の組合 ・国民健康保険団体連合会 ・日本赤十字社 ・社会福祉法人恩賜財団済生会 ・厚生農業協同組合連合会 ・社会福祉法人北海道社会事業協会
役割	・地域医療対策協議会への参画(努力義務)【医療法第30条の23】 ・地域医療対策の実施に関する協力【医療法第31条】 ・医師不足地域等における医師の確保に関する協力【〃】
都道府県知事の権限 (地域医療構想 関連)	 命令・指示・勧告※に従わなかった旨の公表【医療法第7条の2第7項、第27条の2第3項、第30条の18】 ※ ・過剰な医療機能へ病床機能を変更しないことの命令(公的医療機関等)、勧告(民間医療機関)・不足する医療機能に係る医療を提供することの指示(公的医療機関等)、勧告(民間医療機関)・開設等許可に付与した条件(不足する医療機能に係る医療を提供する旨)に従うべきことの命令・非稼働病床の削減の命令(公的医療機関等)、勧告(民間医療機関)

注)上表の「都道府県知事の権限」欄における「公的医療機関等」には、公的医療機関の他、医療法第7条の2 第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機 関が含まれる。

66

地域医療支援病院・特定機能病院について

第4回地域医療構想に 関するWG 資料3

			関するWG 資料3							
	地域医療支援病院	Ē								
役割	管理者の行うべき事項【医療法第16条の2】 ・医療機器の共同利用の実施 ・救急医療の提供 ・地域の医療従事者に対する研修の実施 ・紹介患者に対する医療の提供(逆紹介も含む)等	管理者の行うべき事項【医療法第 ・高度の医療の提供 ・高度の医療技術の開発・評価 ・高度の医療に関する研修 等	16条の3】							
	その他 ・地域医療対策協議会への参画(努力義務)【医療法第30条の23】 ・地域医療対策の実施に関する協力(努力義務)【医療法第30条の27】 ・医師不足地域等における医師の確保に関する協力(努力義務)【〃】									
医療機関数	539病院(平成29年2月末時点)	85病院(平成29年4月1日時点)								
都道府県知 事の権限 (地域医療 構想関連)	命令・指示・勧告※1に従わない地域医療支援病院・特定 び第4項】 ※1 ・過剰な医療機能へ病床機能を変更しないことの命 ・不足する医療機能に係る医療を提供することのが ・開設等許可に付与した条件(不足する医療機能に ・非稼働病床の削減の命令(公的医療機関等)、 ※2 特定機能病院の取消しは厚生労働大臣が行う。	市令(公的医療機関等)、勧告(民間度 旨示(公的医療機関等)、勧告(民間度 に係る医療を提供する旨)に従うべきこ	医療機関) 医療機関)							

地域医療支援病院制度について 原文 原本 は 医療 構想

平成29年7月19日

趣 旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、 医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等 を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設 (都道府県知事が個別に承認)。

※承認を受けている病院(平成29年2月末現在) … 539病院

役 割

- 紹介患者に対する医療の提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- 0 医療機器の共同利用の実施
- \circ 救急医療の提供
- し 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

- 開設主体:原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ① 紹介率80%を上回っていること
 - ② 紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること
 - ③ 紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

趣 旨

特定機能病院制度の概要

7 回 地 域 医 療 構 想 関 す る W G 資料 平成29年7月19日 1

医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を 実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

※承認を受けている病院(平成29年4月1日現在) … 85病院(大学病院本院78病院)

役 割

○ 高度の医療の提供 〇高度の医療技術の開発・評価 ○高度の医療に関する研修

承認要件

- 〇 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
- 〇 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること(紹介率50%以上、逆紹介率40%以上)
- 〇 病床数 ……400床以上の病床を有することが必要
- 〇 人員配置
 - ・医 師・・・・通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。医師の配置基準の半数以上が15種類いずれかの専門医。
 - ・薬剤師・・・・入院患者数÷30が最低基準。(一般は入院患者数÷70)
 - ・看護師等・入院患者数÷2が最低基準。(一般は入院患者数÷3) [外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]
 - 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備····集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要
- 〇 医療安全管理体制の整備
 - 医療安全管理責任者の配置
 - 専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置
 - 監査委員会による外部監査
 - ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
- 原則定められた16の診療科を標榜していること
- 査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること
- ※ がん等の特定の領域に対応する特定機能病院に関しては、診療科の標榜、紹介率・逆紹介率等について、別途、承認要件を設定。

地域医療構想調整会議における議論の状況

■調整会議の開催状況

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
101回 (91区域)	366回 (275区域)	355回(240区域)	505回 (323区域)	1327回

■病床機能報告の報告率

	6月末	9月末 96.5%	12月末	3月末
有床診療所	84.5%	87.6%	87.7%	87.8%

■非稼働病棟の病床数

	総数	方針の議論実施 (議論中含む)
病院	16,753床	14,836床(89%)
有床診療所	9,109床	5,778床(63%)

■具体的な医療機関名を挙げた議論の状況 2019年3月末時点)

新公立病院改革プラン対象病院





全ての医療機関 計



(病床数に換算した場合)

3月末 合意済み

63%

(12月末:25%)

3月末時点における議論の状況

未開始

20%

議論継続中

17%

公的医療機関等2025プラン対象病院



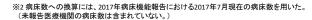


その他の医療機関

2025年に向けた対応方針の合意状況

対象 うち合意済み うち議論継続中 5,660病院 2,228病院 1,576病院 2, 159診療所

6,736診療所 1,174診療所





総病床数 128.8万床中

806,923床

222.150床

259,312床

■合意済み(63%)

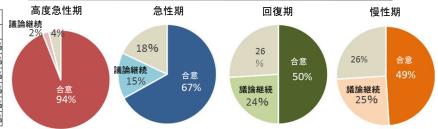
議論継続中(17%)

議論未開始(20%)

機能別・開設主体別にみた議論の状況

■機能区分別にみた議論の状況 (2019年3月末)

	病床数 総	計			
		合意		議論継続	
総計	1, 288, 385	806, 923	63%	222, 150	17%
高度急性期	163, 521	153, 392	94%	3, 195	2%
急性期	583, 010	390, 182	67%	89, 617	15%
回復期	152, 264	76, 246	50%	36, 287	24%
慢性期	349, 745	170, 956	49%	86, 129	25%
休棟	39, 845	16, 147	41%	6, 922	17%



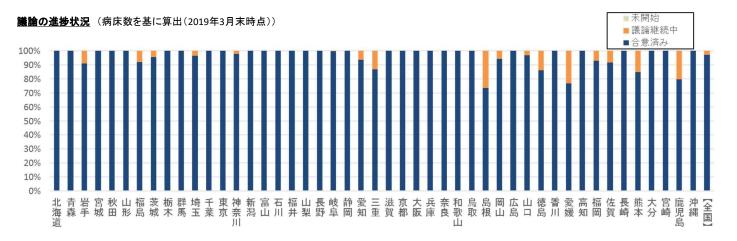
■主な開設主体別にみた議論の状況 (2019年3月末)

(※)2017年度病床機能報告を用いて 病床数 総計(※)																			
	出しており、未報告医療機関 病床数は含まれていない。		合意		高度	合意	.	急性	合意		回復	合意		慢性	合意	ŧ	休棟	合意	:
総計		1, 288, 385	806, 923	63%	163, 521	153, 392	94%	583, 010	390, 182	67%	152, 264	76, 246	50%	349, 745	170, 956	49%	39, 845	16, 147	41%
	都道府県	41, 133	38, 634	94%	10, 841	10, 458	96%	24, 348	23, 022	95%	2, 887	2, 758	96%	2, 122	1, 556	73%	935	840	90%
	市町村	127, 915	119, 504	93%	16, 589	16, 387	99%	82, 746	77, 601	94%	12, 984	11, 797	91%	11, 245	10, 036	89%	4, 351	3, 683	85%
	地方独立行政法人	29, 382	28, 750	98%	11, 297	11, 294	100%	15, 874	15, 381	97%	1, 075	1, 058	98%	544	502	92%	592	515	87%
	国立病院機構	47, 327	46, 431	98%	7, 928	7, 928	100%	20, 801	20, 761	100%	2, 764	2, 704	98%	14, 826	14, 030	95%	1, 008	1, 008	100%
	労働者健康安全機構	12, 521	12, 322	98%	961	961	100%	10, 098	9, 998	99%	710	710	100%	188	188	100%	564	465	82%
	地域医療機能推進機構	15, 574	15, 041	97%	1, 916	1, 767	92%	11, 114	10, 804	97%	1, 793	1, 763	98%	196	196	100%	555	511	92%
公立・	日赤	34, 837	34, 837	100%	13, 294	13, 294	100%	17, 865	17, 865	100%	1, 433	1, 433	100%	1, 400	1, 400	100%	845	845	100%
立	済生会	22, 231	20, 594	93%	3, 749	3, 587	96%	14, 337	13, 304	93%	2, 537	2, 431	96%	1, 131	908	80%	477	364	76%
公的等	北海道社会事業協会	1, 727	1, 727	100%	8	8	100%	880	880	100%	308	308	100%	471	471	100%	60	60	100%
"	厚生連	31, 201	30, 430	98%	4, 547	4, 405	97%	19, 571	19, 121	98%	3, 690	3, 590	97%	2, 510	2, 431	97%	883	883	100%
	健康保険組合等	1, 916	1, 736	91%	48	48	100%	1, 664	1, 512	91%	84	56	67%	120	120	100%	0	0	-
	共済組合等	13, 529	13, 130	97%	4, 060	4, 060	100%	8, 219	7, 933	97%	728	685	94%	321	321	100%	201	131	65%
	国民健康保険組合	320	320	100%	4	4	100%	316	316	100%	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	上記以外の特定機能病 院	61, 228	60, 598	99%	52, 247	51, 986	100%	7, 879	7, 510	95%	86	86	100%	32	32	100%	984	984	100%
	上記以外の地域医療支 援病院	61, 386	58, 830	96%	15, 807	15, 631	99%	39, 322	37, 545	95%	3, 518	3, 241	92%	1, 894	1, 710	90%	845	703	83%
そのイ	也	786, 158	324, 039	41%	20, 225	11, 574	57%	307, 976	126, 629	41%	117, 667	43, 626	37%	312, 745	137, 055	44%	27, 545	5, 155	19%

公立病院・公的病院に関する議論の状況

対象施設数(2019年3月末時点)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	板木県	ガス 具	# # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	奇玉具	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
公立 (計823)	87	7 24	1 2	7 29	1	2 23	3 1	2	8	4 1	.3 :	13	29	17	19	26	12	16	7	14	21	18	25	26	15	12	13	22	42	11	11	8	12	17	19	15	11	11	15	10	17	7	14	18	5	17	12	7
公的等 (計829)	46	5 (5 8	3 14	1 1	5 5	5 20	0 2	5 1	.2 1	.1 :	19	18	62	42	21	11	10	9	5	28	15	24	38	16	9	17	41	21	7	7	6	8	17	22	20	9	12	13	6	50	9	11	16	15	9	15	9
合計 (1,652)	133	3 30	3!	43	3 2	7 28	3	2 3	3 1	.6 2	24 3	32	47	79	61	47	23	26	16	19	49	33	49	64	31	21	30	63	63	18	18	14	20	34	41	35	20	23	28	16	67	16	25	34	20	26	27	16



※ 病床数への換算には、2017年病床機能報告における2017年7月現在の病床数を用いた。

※福島県の議論未開始分(1公立病院)については、帰宅困難区域内に立地する公立病院で議論ができない状況。

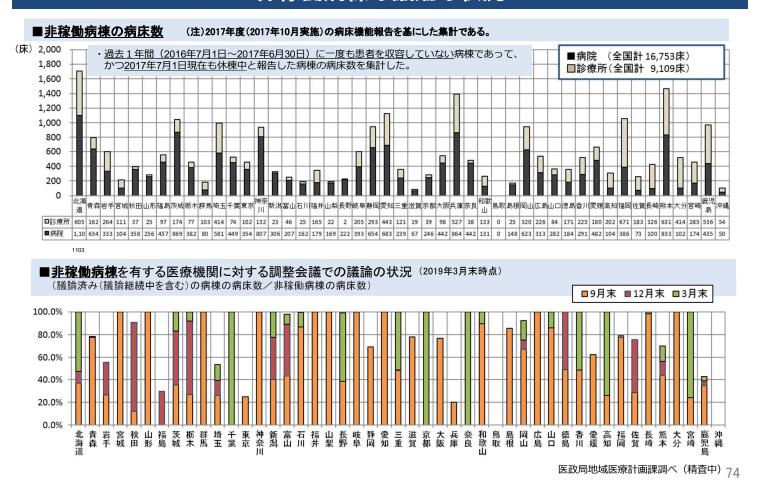
医政局地域医療計画課調べ(精査中)

72

2018年度までに合意に至らなかった主な理由一都道府県へのヒアリング結果ー

- 医療機関から示された具体的対応方針が、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているといえないことから、再検討することとなった。
- 複数病院の一部機能を、集約する方向で検討しているが、病床削減について、地域の医療提供体制に大きな影響が生じないよう慎重に議論しているため時間を要している。
- 再編統合等について、関係者間で意見が割れており、今後、医師確保などを含めた 医療提供体制の具体的な在り方を示さないと議論が進まないため、その在り方の検 討に時間を要している。
- 再編統合に動こうとしていたが、地元住民の反対により再編統合について再検討することとなった。
- 再編統合後の候補地について、関係自治体間で賛否が割れており、議論が進まない。

非稼働病棟の議論の状況

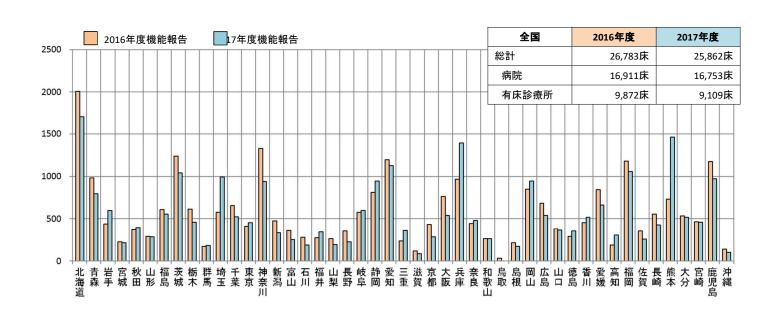


(参考)非稼働病棟の病床数の経年比較

グラフは、2016年度と2017年度の病床機能報告における非稼働病棟の病床数を集計し、単純に比較したもの。

(留意点)

- ・過去1年間(X-1年7月1日~X年6月30日)に一度も患者を収容していない病棟であって、かつX年7月1日現在も休棟中と報告した病棟の病床数を集計した。
- ・両年度で報告率が異なる点に留意が必要。(2016年度報告率→病院:99.4% 有床診:94.6%、2017年度報告率→病院:96.8% 有床診:87.8%)



地域医療構想を実現する上での課題および関連する検討事項の例

- 再編統合やダウンサイジングといった公立医療機関の取組の方向性について、地域医療構想調整会議における協議の結果よりも、首長の意向が優先される恐れがあるとの指摘があることから、公立医療機関を有する地方自治体の首長が、地域医療構想調整会議の協議の内容を理解し、地域の合意内容に沿わない取組が行われないようにするために必要な対策について検討を進める必要がある。
- 公立・公的医療機関等の補助金等の投入・活用状況について、十分に可視化されてお <u>らず</u>、地域医療構想調整会議の協議に活用されていないとの指摘があることから、補助金 等の情報を適切かつ分かりやすく可視化するために必要な対策について検討を進める必 要がある。
- 再編統合等の取組を具体的に進める上では、職員の雇用に係る課題や借入金債務等の財務上の課題への対応が必要となるが、厚生労働省において、公的医療機関等の本部とも連携しながら、各医療機関が地域の医療需要の動向に沿って、真に必要な規模の診療体制に円滑に移行するために必要な対策について検討を進める必要がある。
- <u>病床規模が類似した病院同士や、設立母体が異なる病院同士の再編統合については、</u> 特に協議が難航するとの指摘もあることから、このような場合には、協議のスケジュールに より一層の留意が必要である。

第21回地域医療構想に関するWG(2019年5月16日)資料2より抜粋

